

区議会議員
佐々木浩
の区政調査レポート

平成18年冬号外



杉並の論点



発行：佐々木浩 167-0032 東京都杉並区天沼3-9-12 03-5397-7088

政務調査費について説明します。

目黒ショック

目黒区議会では、政務調査費の不適切な使用をめぐって11月30日、公明党の区議六人全員が議員を辞職するという騒動となりました。沖縄のタクシー領収書に都内の乗車区間を書き込んでいたり、領収書の金額そのものを書き換えるなど改ざんがあったり、また政務調査とは関係ないと思われる後援者たちとのバス旅行を視察と称していたりなど申し開きのできないものがありました。

また当時の議長もテレビで有名になった抱き枕（実際は腰当て）の購入や、自宅敷地内の事務所を妻の名義にして家賃を支出いたなどから議長職も辞職しております。以降は連日のようにマスコミで政務調査費の問題が取り上げられております。

わたしたちも杉並区議会にもたびたび取材の申し込みがあり、私、佐々木自身もテレビインタビューを受けた映像が流されておりました。またこうして原稿を書いている最中にもあちこちで動きがあります。

そもそも政務調査費とは

国では、国会が唯一の立法機関として、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するための必要経費として立法事務費他の交付が認められおり、表のように年間総計4150万ほどが私どもの政務調査費のような形で交付されています。（その他、政党交付金などもあり） また東京都でも月6

	支給額	領収書
千代田区	15万	○
中央区	13万	検討中
港区	15万	○
新宿区	15万	○
文京区	15万	×
台東区	12.5万	検討中
墨田区	14万	検討中
江東区	20万	検討中
品川区	19万	○
目黒区	17万	○
大田区	23万	検討中
世田谷区	24万	×
渋谷区	20万	×
中野区	15万	○
杉並区	16万	○
豊島区	15万	○
北区	15万	×
荒川区	8万	検討中
板橋区	18万	検討中
練馬区	21万	○
足立区	16万	検討中
葛飾区	18万	○
江戸川区	20万	検討中

	名目	金額(年額)	領収書
杉並区議会	政務調査費	192万円	必要
東京都議会	政務調査費	720万円	不要
国会議員	計	4150万円	不要
	文書交通滞在費	1200万円	
	立法事務費	780万円	
	海外視察費	170万円	
	公設秘書給与	約2000万円	直接

0万円、年間720万円が交付されていますが、国も都も領収書などの添付は今のところ必要ありません。地方議会においても、立法機関、行政のチェック機関としての機能や審議能力を強化することが必要不可欠であり、調査研究の必要経費として認められており交付されておりました。かつては条例化すらされず要綱のようなもので支給されており、使用実態が不透明さから「第2の報酬」と批判されておりました。そこで平成12年の地方自治法の改正により、平成13年度から正式に制度化され、条例の根拠が必要となり、条例に基づかない政務調査費の交付は違法となりました。また許容範囲を超える支出については返還、場合によっては違法とみなされるようになりました。用途基準、収支報告書の作成が義務づけられ、交付額や領収書の添付義務の有無など各議会で条例が制定されました。しかし領収書添付義務のない所が多いなどまだ透明性が確保されたとは言えず相変わらずお手盛りとの批判の対象でした。

杉並区への対応

私が議員になった平成7年当時はこの政務調査費は条例もなく、その用途の報告も全く必要がないため、条例化と透明性の確保を訴えてまいりました。

それから6年ほど後の平成13年の自治法改正により、杉並区でも条例制定の議論がはじまりました。用途基準や用途報告書の義務づけはもちろんのこと、加えて出納簿をつけることや交付金額を報酬等審議会という第三者機関で決めることなどが盛り込まれましたが、肝心の領収書の添付義務がなかったため、私を含め5人の議員で領収書添付義務のある条例案を議員提案しましたがあっさり敗れてしまいました。

それから様々な場面で議会改革を訴え同志をつのり議論するなかで、今回の平成18年11月議会できょうやく条例を全会一致で改正し、領収書の原本添付が実現いたしました。条例化してからも6年近くかかりましたが、なかなか長い道のりでした。

目黒区の件が大きく報道されたため、杉並区が慌てて改正したかのようにとられがちですが、昨年の10月に発足した議会改革に関する検討調査部会(今も続行中)ではやくから合意しており、タイミングがはまってしまったようです。

別紙として現在の用途基準を添付しておりますので参考にしていただければと思います。用途基準は全国標準のものをそのまま使っており、それに加えて杉並独自の禁止事項や制限など設けております

が、現在これらの見直し着手しており、来年3月までには新基準を作成することとしています。また第3者の意見を聞くなども検討しております。

しかし透明性があがってもとどのつまりは、使う議員の品格の問題であり私自身も身をひきしめなければなりません。

別記様式(第10条関係)

18年 4月 6日

杉並区議会議長 あて

議員名 佐々木 若 (通)

平成17年度政務調査費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成17年度政務調査費の収支について報告します。

記

1 収入 政務調査費 1920000 円

2 支出 (単位 円)

科目	金額	備考
調査研究費	30,010	豊田市視察経費
研修費	57,590	政務調査会研修会経費
会議費	53,580	政務調査会議開催経費
資料作成費	0	-
資料購入費	194,857	新聞情報誌購読料等
広報費	620,926	広報誌印刷経費
事務費	669,513	インターネット、ソフト等
事務所費	444,401	家賃光熱費等負担分
人件費	22,500	インターン等報酬経費
合計	2093,377	

3 残額 173,377 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

佐々木浩自身の報告書です。原物のコピーですので見づらくもありません。

各地で政務調査費に関する裁判が行われており、これまでも杉並区はそれらを参考に用途基準の申し合わせを行ってきました。ただ同じような内容なのに判決がバラバラだったり、意外なものが認められたり認められなかったりとなかなか判断しづらいところです。

〈これまでの主な判例〉

年月	裁判所	認められたもの	認められなかったもの
H15.10	宇都宮	広報費は調査研究に有益	広報活動としてのガソリン代は公私の区別ができない
H16.2	東京		カラオケ、キャバレーパブなどでの会合は通常、遊興費
H16.4	京都	視察先への土産は社会通念上適正範囲	軽自動車税、車検代、保険料など車両維持管理費用
		政党出版物の購読	議員本人以外(代理人)のセミナー参加費
		衆議院議員主催の研修会の参加費	研修会参加時の食事は自ら負担すべき
		懇談会(幼稚園に関する意見交換)の参加費	
		研修会でのお茶お菓子程度は一般的	
		議員控室のお茶お菓子食器洗剤などは事務経費	
		議員控室の花代は必要最小限なら事務費用	
		セミナー参加のための駐車料金	
H17.5	名古屋	ガソリン代を月1万5千円で概算払いは実費精算の煩雑さから不合理といえない	
		プリンターの修理費	
		視察先に博物館・美術館(教育文化施設)が混じっていても可	
H17.8	函館	イベント出席の懇談会をふくむ会費	観光施設への視察は視察目的との必要性に疑問あり
			英会話教材は私人の能力向上
H17.8	京都	改選前に購入した事務機器	
		ハイビジョンテレビ、サイクロンクリーナー	
H18.4	東京		バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ビアガーデンなど